

竜王町学童保育所指定管理者募集要項（竜王西小学校区）

1 募集の趣旨

本町が設置する学童保育所は、町内の竜王小学校区および竜王西小学校区で各1施設ずつ開設しています。

現在、本町における児童数は減少傾向となっていますが、学童保育所の利用者は微増の見込みで、今後も多様なニーズに対応するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、竜王町公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例（平成16年竜王町条例第1号）および竜王町学童保育所の設置および管理に関する条例（令和7年竜王町条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、当該施設ごとに放課後児童健全育成事業を安全に、また効果的かつ効率的に管理運営できる指定管理者を以下のとおり募集します。

2 指定管理を行う施設の施設名、所在地および定員

施設名	所在地	定員
竜王西小学校区学童保育所	竜王町大字山面1番地1	90人

3 募集方法および指定期間

- (1) 募集方法 公募
- (2) 指定期間 令和8年9月1日から令和13年3月31日まで（4年7箇月）

4 管理運営方針

- (1) 学童保育所の設置目的に基づき運営を行うこと。
- (2) 施設の適切な維持管理と安全管理に努めること。
- (3) 施設の効率的・弾力的な運営を行うこと。
- (4) 子どもの最善の利益を考慮した育成支援を推進すること。
- (5) 学校や地域の様々な社会資源や保護者と連携した育成支援を行うこと。
- (6) ごみの削減、省エネルギー、CO2削減等の環境に配慮した運営を行うこと。
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。

5 業務内容

別紙「竜王町学童保育所指定管理業務仕様書（竜王西小学校区）」（以下、「仕様書」という。）を参照ください。

6 利用料金制度

指定管理者の経営努力を促すとともに、指定管理者および町の事務の効率化を図る

ため、施設利用料金は地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。利用料金制度を適用するため、指定管理者は、町が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料や自らが企画、実施する各事業の収入等を自らの収入とします。また、利用料金については、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者自らの判断により減額または免除することができます。なお、町の方針により現在実施している政策的減免については、これを引き続き適用できるようにしてください。（様式第1号資料1「ひとり親減免」参照）

7 指定管理業務に要する経費等

- (1) 指定管理業務に要する経費については、利用者から徴収する保育料、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入より賄うものとします。
- (2) 指定管理業務の準備等にかかる費用については、指定管理者の負担とします。また、指定期間終了後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継ぎを行うものとします。

8 指定管理料等

施設の管理運営に係る経費については、利用料金および指定管理料をもって充てることとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、条例で定める範囲内で、町の承認を得て指定管理者が定めることとします。

1月、2月、5月、6月、9月、10月、11月	月額 10,000円
3月、4月、7月、12月	月額 11,000円
8月	月額 12,000円

(2) 指定管理料

年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。指定管理料の上限額（各年度）は次のとおりとします。ただし、光熱水費等の大幅な値上げや国の基準単価が変更となった時は、この限りではありません。

令和8年度（上限額）	令和9年度以降（上限額）
15,156,000円（非課税）	23,680,000円（非課税）

※令和8年度は7箇月分および備品購入費を加算して算定しています。

原則として指定管理料は定額払い方式とします。具体的な指定管理料の金額および支払方法については、締結する協定書によって定めます。事業計画の変更等により指定管理料に大幅な余剰金が発生した場合、指定管理者にその一部について返還を求めることがあります。

(3) 区分経理

会計処理においては、指定管理者として業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

(4) 会計年度区分

経理は会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）毎に区分してください。

9 申請資格要件

指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、次の各号に該当する団体（共同事業体の構成団体が該当する場合を含む。）とします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

(1) 法人その他の団体であって、次の条件を満たす団体に限ります。

ア 法律行為を行う能力を有していること。

イ 破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により本町における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれます。）の参加を制限されていないこと。

エ 指名停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に地方自治法第９２条の２、同法第１４２条（同条を準用する場合を含みます。）または第１８０条の５第６項の規定に抵触しないこと。

キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

ケ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含みます。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資または融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人等でないこと。

コ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目の如何を問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けている法人等でないこと。

サ 国税および地方税を滞納していないこと。

シ 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体およびこれに類する団体）でないこと。

ス 宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。

セ 本町における指定管理者の指定において、その公正な手続きを妨げる者でないこと。または公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正の利益を得るために

連合する者でないこと。

- (2) 学童保育所の管理運営を行ううえで、人的および物的管理能力がある団体であること。
- (3) 学童保育所の管理運営を行ううえで、施策に精通し、理解ある団体であること。

10 指定管理者選定の方法および選定基準

(1) 選定方法

1次審査として担当課で書類審査を行い、2次審査は竜王町指定管理者選定審査委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査、申請者から事業計画書、経営状況等のプレゼンテーションによる審査により選定します。プレゼンテーションに要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 選定基準

選定基準は、主に次のとおりとします。より詳細な内容は別紙（選定基準表）を参照ください。

選定につきましては、評点の高い申請者を必ずしも指定管理者候補者として選定するものでなく、評点を参考とし、選定委員会の協議により総合的に判断したうえで選定いたします。

また、評点の平均得点が30点に満たない場合は、選定しないものとし、改めて協議のうえ指定管理者候補者の選定を進めるものとします。

[選定基準]

- ① 公の施設として利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模および能力を有しており、または確保できる見込みがあること。

※ 審査の日程等詳細については、別途応募者にお知らせします。

(3) 選定結果の通知公表等

選定委員会の会議は非公開とします。

なお、選定結果については、各申請者に対して郵送にて通知します。

(4) 指定管理者の指定方法

地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を竜王町議会定例会（6月）に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、町は公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

11 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和8年2月2日（月）から2月16日（月）まで

※窓口配布の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日・祝日を除く）

※電子データは、町ホームページからダウンロードできます。

※郵便での配布は行いません。

(2) 提出資料

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、町が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① 竜王町公の施設における指定管理者の指定申請書（竜王西小学校区）（様式第1号）

② 申請者の概要（別添1）

③ 誓約書（別添2）

添付書類・法人の場合 当該法人の登記簿謄本

・非法人の場合 団体の代表者の身分証明書

・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

・法人にあつては、法人税、法人県（道都府）民税、事業税、法人市（町村）民税、固定資産税、水道料金、下水道使用料に未納がないことの証明（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）

または納税（付）義務がない旨およびその理由を記載した証明書（該当するもののみ添付）

・非法人にあつては、団体の代表者に所得税、市（町村）県（道都府）民税、固定資産税、国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料に未納がないことの証明（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）または納税（付）義務がない旨およびその理由を記載した証明書（該当するもののみ添付）

(3) 指定申請に係る資格確認等に関する同意書（別添2の2）

(4) 管理を行う公の施設の事業計画書（竜王西小学校区）（別添3から別添3の5）

(5) 管理を行う公の施設の収支計算書（竜王西小学校区）令和8年度から12年度分（別添4）

(6) 経営状況を証明する書類

① 前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録またはこれらに相新する書類

② 現事業年度の収支予算書、事業計画書またはこれらに相当する書類

③ 団体の役員名簿、組織に関する事項について記載した書類またはこれらに相当する書類

(7) その他町長が必要と認める書類

- ・ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。(複写機による写しは可とする)。
- ・ 提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換えまたは撤回することはできません。
- ・ 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布します。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

12 質問事項の受付

(1) 指定管理者募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

イ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付方法：電子メール、郵送等またはFAX（0748-58-1007）で提出してください。なお、電子メール、FAXの件名は「竜王町学童保育所指定管理者募集にかかる質問（竜王西小学校区）」と記載してください。また、質問の未到着を防ぐため、事後に電話（0748-58-1006）にて連絡確認をお願いします。

エ 質問様式：質問書（竜王西小学校区）（様式第3号）による。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）に全応募者へ送付します。

13 施設の視察

学童保育所の視察を下記のとおり開催します。参加希望される方は、「竜王町学童保育所指定管理者候補者公募視察会参加申込書（竜王西小学校区）」（様式第2号）に必要事項を記入の上、令和8年2月10日（火）午後5時までに、電子メール、FAX、持参または郵送してください。

なお、電子メール、FAXの件名は「竜王町学童保育所指定管理者募集にかかる施設の視察（竜王西小学校区）」と記載してください。また、申込の未到着を防ぐため、事後に電話にて連絡確認をお願いします。

ア 開催日時 令和8年2月13日（金）午前10時から

※諸事情により日を変更する場合があります。

イ 開催場所 竜王西小学校区学童保育所

ウ 参加人数 一法人等につき2名まで

エ 申込み先 竜王町健康推進課

14 申請書類の受付

受付期間：令和8年2月24日（火）から令和8年4月10日（金）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日は除く）

提出場所：竜王町健康推進課

提出方法：郵送または持参で提出してください。

提出部数：15部（正本1部、副本14部）

15 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、当該申請は無効とし失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 申請資格および申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと町長が認めたとき。
- ⑧ その他不正の行為があったとき。

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画等の記載事項の変更をする場合には、提出期限内であれば可能とします。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町が指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は、役場庁内および竜王町公の施設の指定管理者選定委員会の検討目的に限ります。）

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後において辞退する際には、「指定管理者申請辞退届」（様式第4号）を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、竜王町情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報と非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

16 指定管理者指定後の手続き

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と町長との間で協議のうえ、協定を締結す

るものとします。

(2) 引き継ぎ

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前運営事業者との一定期間、事務事業の引き継ぎを行っていただきます。

保守業務については、指定期間開始と同時に契約が必要となる業務がありますので、注意してください。

(3) リスク分担に対する方針

ア 協定締結にあたり、町が想定する主要なリスク分担の方針は、別紙の仕様書に示す「リスク分担一覧表」のとおりとする。

イ 修繕業務について、天災や老朽化等の指定管理者および施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担することとする。修繕等が必要になった場合は責任者を通じ、町に報告し、指示に従うこと。

ウ 町、指定管理者のいずれの責めに帰すべき事由が明確でないものについては協議のうえ、それぞれの負担額を決定するものとする。設備機器・備品の修繕については、指定管理者が直接修繕できる程度（1箇所30万円程度）の軽微なものを除き、指定管理者および施設利用者の責めに負わない修繕の経費は町が負担するものとする。

エ 設備の保守管理において、大規模な修繕等が必要になった場合は、責任者を通じ、町に報告し指示に従うこと。ただし、日常管理に伴う修繕等は、指定管理者の負担で随時行うこと。

(4) 協定締結前における指定等の取消し

指定管理候補者または指定管理者が協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理候補者としての選定または指定管理者の指定を取消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により指定管理者が行う業務の履行が確実にないと町長が認めた場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと町長が認めた場合

(5) その他

① 指定管理者が正当な理由なく、協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者が、9に掲げる資格を満たさないこととなったとき。

イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

17 募集スケジュール

時期	内容
令和8年2月2日(月) から 令和8年2月16日(月) まで	募集開始(募集要項等の配布)
令和8年2月2日(月) から 令和8年2月16日(月) まで	質問事項の受付
令和8年2月13日(金)	学童保育所視察
令和8年2月20日(金)	質問に対する回答
令和8年2月24日(火) から 令和8年4月10日(金) まで	申請書の受付期間
令和8年4月下旬～5月上旬	選定委員会
令和8年6月	指定管理者指定議案の議決(町議会6月定例会)
令和8年6月	指定管理者の指定(通知・告示)
令和8年7月	協定の締結
令和8年7月～8月	指定管理者による管理運営準備および協議
令和8年9月1日	指定管理の運営開始

※諸事情により日を変更する場合があります。

18 問い合わせ先

竜王町役場 健康推進課 担当者 澤

住所：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL：0748-58-1006

FAX：0748-58-1007

E-mail：kenko@town.ryuoh.shiga.jp

(別紙)

選定基準表

- | | |
|---|---------|
| 1. 組織の安定性について | (5 点満点) |
| ・ 申請団体の組織規模および財務状況は適正であるか | |
| 2. 組織の施設の管理運営にかかる適性について | |
| ・ 申請団体の基本理念等は当該施設の指定管理を行うのに適正であるか (5 点満点) | |
| ・ 同業種等の管理・運営実績は十分であるか (5 点満点) | |
| 3. 施設運営について | (5 点満点) |
| ・ 管理運営の基本方針は当該施設の趣旨、目的に合致しているか | |
| 4. 管理運営体制について | (5 点満点) |
| ・ 施設運営職員体制は適正か | |
| ・ 住民サービスの質の確保に向けての方策が示されているか | |
| 5. 施設の維持管理体制・安全対策や情報管理等について | (5 点満点) |
| ・ 施設の維持管理体制（清掃・警備を含む）は適切であるか | |
| ・ 緊急時の対策、防災・防犯対策は適切であるか | |
| ・ 個人情報保護および情報公開の対応は適切であるか | |
| 6. 環境への配慮、地域への貢献について | (5 点満点) |
| ・ 環境への配慮が示され、適切であるか | |
| ・ 地域への貢献が示され、適切であるか | |
| 7. 施設の管理運営に係る収支計画について | |
| ・ 収入・支出の積算と事業計画の整合性が図られているか (5 点満点) | |
| ・ 経費縮減に向けた方策が示されているか (5 点満点) | |
| 8. その他 | |
| ・ 受託への熱意・意欲が感じられるか (5 点満点) | |